

業務隊公示第1-2号
令和4年12月2日

中央システム通信隊陸上装備品等の整備業務の契約希望者募集要項
(公募)の一部変更について

中央システム通信隊陸上装備品等の整備業務の契約希望者募集要項(公募)
(業務隊公示第1号。令和3年11月10日)について、下記のとおり変更しま
す。

(公募実施権者)

契約担当官等

海上自衛隊東京業務隊経理科長

金 田 成 晃

記

1 調達品目

別表に以下の整備機器名を追加する。

整 備 機 器 名

(1) 市ヶ谷

番号	機 器 名		製造会社
	名 称	型 式	
1	無線機	YRC-2F	(株) 日立国際電気

中央システム通信隊陸上装備品等の整備業務の契約希望者募集要項
(公募)

中央システム通信隊陸上装備品等の整備業務の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

(公募実施権者)

契約担当官等

海上自衛隊東京業務隊経理科長

金 田 成 晃

記

1 調達品目

令和4・5・6年度における中央システム通信隊陸上装備品等の整備業務
なお、整備機器は別表のとおり。

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる次の事項のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 応募時点において有効な競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有するか、申請中の場合は資格決定後、速やかに提出できる者であること。
- (7) 当該機器の整備業務を行える者であること。
- ア 機器点検：標準整備カードに基づく点検(月間点検、半年点検、年間点検)を実施できる者であること。
- イ データ管理：点検記録簿表への記録(各機器のデータ収集、管理及び分析評価等)及び報告書を作成できる者であること。
- (8) 当該役務を実施するにあたり、必要な次の資格、能力及び体制を有している者であること。
- ア 無線通信装置を操作するにあたり、第一級陸上特殊無線技士以上の無線従事者の資格を有する者であること。
- イ 整備業務を行うにあたり、デジタル伝送機器・搬送機器等について基礎知識を有する者、又は履行時まで同等の知識を有することができる者であること。
- ウ 整備業務を行うにあたり、テスター・スペクトラムアナライザー等の測定器を使用できる知識及び技術を有する者であること。
- エ 契約期間中、継続して履行場所への立入りが可能であり、すべての機器について対応が可能である者であること。
- オ 労働法規に適合した安全管理体制を有している者であること。
- (9) 当該役務の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務内容に応じて、本項第7号から第8号の項目を満たすことを証明できる者であること。
- (10) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入若しくは協力をしていないことを証明又は契約し、保証できる者であること。

3 参加表明

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び「資格審査結果通知書(写し)」並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料(以下「技術資料」という。)を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

4 技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、上記の資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- (1) 過去の防衛省における当該役務と同等又は類似の役務実績等の証明（防衛省との経験を有する者の証明（実績がない場合は省略可））
- (2) 第2項に規定する設備及び体制等を証明する書類
- (3) 下請業者に業務の一部を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊東京業務隊経理科契約係

〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1

03-3268-3111（内線57842）

(2) 申込受付期間

令和3年11月10日（月）～令和3年12月9日（木）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 提出部数（各2部）

参加表明書、資格審査結果通知書（写し）、技術資料

(5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

6 技術資料の審査等

- (1) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する海上自衛隊中央システム通信隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する海上自衛隊中央システム通信隊の担当者から設備等（下請企業の工場等を含む。）の調査のための協力依頼があった場合には、当該設備等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

7 応募者に対する審査結果の通知

審査結果は、公募実施権者から応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格の通知を受領した日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝日を除く。）に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

海上自衛隊東京業務隊経理科契約係

イ 時 間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受領した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は、疑義の再申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

- エ 資料等の作成、提出及び業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
 - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
 - ケ 説明会を行わない。
- (2) 資料の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。
- (3) 調達品目の仕様に関する問合せは、最寄りの契約担当官に行うことができる。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

別紙様式

年 月 日

契約担当官等
海上自衛隊東京業務隊経理科長 殿

所在地
会社名
代表者名

印

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公示番号	調達品目
業務隊公示第1号 (令和3年11月10日)	令和4・5・6年度における中央システム通信隊 陸上装備品等の整備業務

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）
2 技術資料

整備機器名

(1) 市ヶ谷

番号	機器名		製造会社
	名称	型式	
1	受信機	ORR-20B	日本無線(株)
2	受信機(管制器)	N-C-640B	日本無線(株)
3	無線機	LRC-40B	(株)日立国際電気
4	無線機	LRC-31C-2	(株)日立国際電気
5	印刷電信機	LGC-41	(株)日立国際電気
6	空中線共用器	LRA-7	ジェイ・アール・シー特機(株)
7	デジタル伝送端局装置	LCC-30	富士通(株)
8	デジタル多重化装置	LCC-35	富士通(株)
9	IP伝送装置	GCT-DN900-J	富士通(株)

(2) 飯岡受信所

番号	機器名		製造会社
	名称	型式	
1	受信機	LRR-20B	日本無線(株)
2	受信機	LRR-20B-1	日本無線(株)
3	受信機	LRR-21B	日本無線(株)
4	受信機	ORR-20B	日本無線(株)
5	受信機(管制器)	N-C-640B	日本無線(株)
6	受信機制御器1	N-C-907B/LSW-4D	日立製作所(株)
7	受信機制御器2	N-C-908B/LSW-4D	日立製作所(株)
8	無線機	LRC-43-3	富士通(株)
9	監視制御装置	N-C-588-1/LSW-24B-1	富士通(株)
10	デジタル多重化装置	LCC-32	富士通(株)